

児童ホーム昼食提供・配送業務委託に係る  
公募型プロポーザル募集要項

令和8年4月

成田市こども未来部保育課

## 目 次

1 趣旨	1
2 業務概要	1
(1) 業務名称	
(2) 業務目的	
(3) 業務内容	
(4) 履行期間	
(5) 契約方法	
(6) 提案限度額	
3 参加資格	1
4 スケジュール	2
5 募集方法	2
(1) 募集開始年月日	
(2) 募集要項等の配布方法	
6 質問の受付及び回答	2
(1) 質問書の受付	
(2) 回答方法	
7 プロポーザル参加表明	3
(1) 参加表明期限	
(2) 提出書類	
(3) 提出方法	
(4) 提出先及び問合せ先	
8 企画提案書の提出	3
(1) 提出期限	
(2) 提出書類	
(3) 提出方法	
(4) 提出先及び問合せ先	
(5) 提出書類の作成に係る留意事項	
9 参加の辞退	4
10 審査方法及び評価基準	4
(1) 審査方法	
(2) 評価基準	
11 受注者決定までの手続き	5
(1) 優先交渉権者の選定	
(2) 選定結果の通知	
(3) 受注者の決定	
(4) 審査結果の公表	
12 問合わせ先	5

## 1 趣旨

---

成田市では市内 21 か所の小学校及び義務教育学校の敷地内に児童ホームを設置し、保護者の就労等により放課後に留守家庭となる児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援している。

夏休みなどの長期休業期間中に児童ホームを利用する際は、弁当の持参をお願いしているが、弁当作りが保護者の負担になっているとの意見が多く寄せられたことから、令和 5 年の夏休みから長期休業期間における弁当提供の実証実験を実施し、事業を継続的に実施する上での課題を抽出してきた。

保護者からは事業の継続を望む声が多く寄せられる一方で、弁当提供事業者側としては「提供期間が短期限定で注文数が安定しない」「広い市域への配達」「保護者の負担にならない価格での提供」などの条件から採算を合わせることが難しく、事業への参入を躊躇する実態が把握できたことから、令和 8 年度は、配送及び注文・支払いに係る経費等の一部を成田市が負担し、昼食製造に係る費用相当額を昼食代金の実費分として保護者が負担する形態で実証実験を実施する。

本要項は、成田市が本業務（実証実験）を委託するにあたり、当該業務委託の相手方となる事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

---

### (1) 業務名称

児童ホーム昼食提供・配送業務委託

### (2) 業務目的

本業務は、長期休業期間中における保護者の弁当作りの負担軽減を図るとともに、昼食の提供を通じて、児童の生活状況や健康状態を継続的に見守ることで支援を要する児童を早期に発見し、必要に応じて支援機関につないでいくことを目的として、昼食提供・配送業務を実施するものである。

### (3) 業務内容

別紙「児童ホーム昼食提供・配送業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

### (4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### (5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

### (6) 提案限度額

1,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は契約額や予定額を示すものではなく、事業の最大規模を示すための限度額であり、提案内容にかかわらず、この限度を超える提案は受け付けない。

## 3 参加資格

---

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件のすべてを満たすこととする。

- ① 本プロポーザルの募集開始日から優先交渉権者の決定の日までに、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「措置要領」という。）の規定により、指名停止措置（措置要領制定以前の成田市建設工事指名業者選定基準の規定による指名停止措置を含む。）、又は成田市契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による入札参加除外を受けていない者であること。

- ② 本業務の遂行に関し、関係法令に基づく許可又は免許等を必要とする場合は、これらを受けている者であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
  - ア) 手形交換所による取引停止処分を受けて 2 年間を経過しない者又は優先交渉権者の決定の日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
  - イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
  - ウ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- ④ 国税及び地方税を滞納していない者
- ⑤ 本業務を円滑に遂行できる人的能力及び安定的かつ健全な財務能力を有する者
- ⑥ 法人であること

#### 4 スケジュール

募集開始から契約までのスケジュールは以下のとおりとする。

募集開始	令和 8 年 4 月 6 日（月）
質問書の受付締切	令和 8 年 4 月 16 日（木） 17 時（必着）
質問回答	令和 8 年 4 月 20 日（月）
プロポーザル参加表明の受付締切	令和 8 年 4 月 24 日（金） 17 時（必着）
企画提案書類の受付締切	令和 8 年 5 月 11 日（月） 17 時（必着）
審査（プレゼンテーション）	令和 8 年 5 月 15 日（金）
優先交渉権者の選定及び審査結果通知	令和 8 年 5 月下旬
業務委託契約の締結	令和 8 年 5 月下旬

#### 5 募集方法

- (1) 募集開始年月日  
令和 8 年 4 月 6 日（月）
- (2) 募集要項等の配布方法  
印刷物での配布は行わないため、市ホームページからダウンロードすること。  
【成田市ホームページ】  
[https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0135\\_00041.html](https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0135_00041.html)

#### 6 質問の受付及び回答

- (1) 質問書の受付  
本件に係る質問は、以下のとおり受け付ける。なお、電話などによる口頭での問合せ及び再質問には対応しない。
  - ① 受付期間：令和 8 年 4 月 6 日（月）から 4 月 16 日（木） 17 時（必着）
  - ② 質問方法：質問書（様式 1）に質問の趣旨を簡潔にまとめ、下記の電子メールアドレスに電子メールで送信する。（メール送信後、電話にて到達確認をすること。）

- ③ 電子メールアドレス：[hoiku@city.narita.chiba.jp](mailto:hoiku@city.narita.chiba.jp)  
電話番号：0476 - 20 - 1607（直通） 成田市子ども未来部保育課
- ④ 電子メールの件名：【重要】プロポーザル質問書（法人名）

(2) 回答方法

質問事項への回答は、令和8年4月20日（月）に市ホームページに掲載する。

【成田市ホームページ】

[https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0135\\_00041.html](https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0135_00041.html)

## 7 プロポーザル参加表明

---

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下に基づき、あらかじめ参加申請を行うものとする。

(1) 参加表明期限

令和8年4月24日（金）17時（必着）

(2) 提出書類

- ・ 参加申請書（様式2）

(3) 提出方法

- ・ 下記の電子メールアドレスに電子メールで送信する。（メール送信後、電話にて到達確認をすること。）
- ・ 電子メールの件名は「【重要】プロポーザル参加意向申出書（法人名）」とすること。

(4) 提出先及び問合せ先

電子メールアドレス：[hoiku@city.narita.chiba.jp](mailto:hoiku@city.narita.chiba.jp)

電話番号：0476 - 20 - 1607（直通） 成田市子ども未来部保育課

## 8 企画提案書類の提出

---

企画提案書類の提出は、以下に基づき行うものとする。

(1) 提出期限

令和8年5月11日（月）17時（必着）

(2) 提出書類

次に掲げる書類について、①～⑧の順序でインデックスを付け、A4 縦フラットファイルに左綴じで作成し、**正本1部、副本7部（副本は複写可）**を提出すること。

- ① 企画提案書等届出書（様式3）
- ② 法人の概要（様式4）
- ③ 本業務に関連する業務実績（様式5）
- ④ 企画提案書
- ⑤ 実務実施体制（様式6）
- ⑥ 献立表
- ⑦ 本業務を受託した場合の実務担当者の経験及び実績
- ⑧ 見積書（内訳書添付）
- ⑨ その他必要と思われる資料

(3) 提出方法

持参又は郵送とし、いずれの場合においても受付期間外の提出は受理しない。

※ 持参の場合の受付時間は、平日の9時から17時までとする。

※ 郵送の場合は、配達業者の事情は一切考慮しないので注意すること。また、書留郵便等の配達記録が残る方法にて提出すること。

(4) 提出先及び問合せ先

〒286-8585 成田市花崎町 760 番地 成田市こども未来部保育課  
電話番号 0476 - 20 - 1607 (直通)

(5) 提出書類の作成に係る留意事項

① 企画提案書

- ・ 仕様書の業務内容について作成し、実施にあたっての取組みや手法等について業務内容の順番に沿って提案すること。
- ・ 保護者が実費負担する1食あたりの昼食代金について、450円以下(消費税込)の固定価格を提案すること。
- ・ 利用者のニーズに沿った提案となるよう、「資料2 令和7年度児童ホーム利用者アンケート結果」を参照すること。

② 本業務に関連する業務実績(様式5)

本業務に関連する業務でアピールできる実績について、「業務名称、発注者名、業務期間、契約金額、概要」を記入すること。

③ 実務実施体制(様式6)

本業務を実施するにあたっての実施体制を図等で示すほか、緊急時の対応体制について記載すること。また、実施体制において、組織体制上の優位性等があれば記載すること。

④ 見積書(内訳書添付)

- ・ 法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
- ・ 消費税及び地方消費税の税率は8%とし、税込み額が提案限度額を超えないものとする。

⑥ 提出書類全般に係る留意事項

ア) プロポーザルに参加を希望する一法人につき、提案は一件とする。

イ) 市に提出された書類は返却しない。

ウ) 提案に際し要した費用は、各提案者の負担とする。

エ) 提出された企画提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、成田市情報公開条例等の関連規定に基づき公開することがある。

オ) 提出された企画提案書は、本市における審査、説明及び公開を目的としてその写しを作成し、使用することができるものとする。

カ) 児童ホーム昼食提供・配送業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)第5条各号のいずれかに該当する提案は無効とする。

## 9 参加の辞退

---

プロポーザルの参加表明後に参加を辞退する場合は、すみやかに辞退する旨を連絡するとともに、辞退届(様式7)に辞退の理由を明記して提出すること。

## 10 審査方法及び評価基準

---

(1) 審査方法

- ・ 選定審査委員会において提出書類の審査に加え、提案者による企画提案説明(プレゼンテーション)及びヒアリングを実施する。なお、応募者の持ち時間は25分以内(15分程度の企画提案と10分程度の質疑応答)とする。
- ・ 審査では弁当の実食を行うことから、提供予定の弁当を3食(調理方法が異なるもの)準備し、企画提案説明開始前に事務局(保育課)へ提出すること。

- ・審査の実施日は令和8年5月15日（金）とし、会場及び時間等の詳細については後日連絡する。
- ・プレゼンテーションは企画提案書について行うこととし、追加資料の配布は認めない。
- ・プロジェクター及びスクリーンは市において用意するが、その他必要な機材等は提案者が用意すること。

## (2) 評価基準

評価基準は下表で定めるとおりとする。

評価項目	視点	配点
業務全体の人員配置・管理体制	人員の配置、管理体制は適切か	10
	個人情報の管理体制は適切か	
	必要な内容の研修等を適宜行っているか	
調理に係る体制、献立の工夫等	調理における人員の配置、衛生管理体制は十分か	15
	献立に工夫や配慮は見られるか	
昼食の配送に係る体制	配送に係る手順書等は作成されているか	10
	時間内に配送できる人員、車両は整っているか	
	昼食の衛生管理は適切か	
注文・支払いの利便性	注文システムは利便性を考慮されているか	15
	支払いシステム（方法）は利便性を考慮されているか	
問題発生時の対応	配送時における交通事故対応の体制は適切か	10
	相談や苦情に適切に対応できる体制は整っているか	
	不測の事態に適切に対応できる体制は整っているか	
弁当提供・配送の実務経験	類似業務の実施状況はどのようなものか	5
弁当の価格		15
弁当の美食	主食の量や硬さなど内容はどうか	15
	副食の味付け、食材のバランス、量、種類など内容はどうか	
全体評価	ヒアリングを通しての全体的な評価	5
合 計		100

## 1.1 受注者決定までの手続き

### (1) 優先交渉権者の選定

実施要領第4条の規定に基づき、評価順位が第一位の者を優先交渉権者として選定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、各提案者に通知するものとする。なお、通知する結果は 当該提案者に関する結果のみとし、選定結果の異議申し立て及び審査内容の詳細についての問い合わせには一切応じないこととする。

(3) 受注者の決定

優先交渉権者は企画提案書を基に市と協議を行い、協議が整った場合は、市長は優先交渉権者を受注者として決定し契約を締結する。

(4) 審査結果の公表

市ホームページにおいて、優先交渉権者を公表する。

## 1 2 問合わせ先

---

担 当 課：成田市こども未来部保育課（市役所本庁舎 2 階）

住 所：〒286-8585 成田市花崎町 760 番地

電 話：0476-20-1607

F A X：0476-33-3665

E- mail：[hoiku@city.narita.chiba.jp](mailto:hoiku@city.narita.chiba.jp)